

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市公平委員会
2. 開 催 日 時	令和5年4月27日（木）午前10時00分から午前10時42分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 5階特別会議室
4. 出 席 者 氏 名	（委 員）◎川端委員、足立委員、寺本委員（◎委員長） （事務局）総務課 三木課長、中川係長、大喜多 （説明員）上西職員課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部総務課 TFL 0598-53-4321 FAX 0598-26-4030 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- （１）職員団体の登録事項に関することについて
- （２）その他

議事録

別添ファイルのとおり

松阪市公平委員会委員会議事録

- ・開催日時 令和5年4月27日 午前10時00分～午前10時42分
- ・開催場所 松阪市役所 5階特別会議室
- ・出席委員 川端委員長、足立委員、寺本委員
- ・出席職員 上西職員課長
- ・事務局職員 三木事務局長、中川書記、大喜多書記

【事務局】

本日は大変お忙しいところ、お集まりくださいます、誠にありがとうございます。

令和5年度第1回公平委員会を開催いたします。公平委員会につきましては、例年、審理事案がない場合でも、年度の取組等について報告をさせていただく場として年度当初に1度開催しておりましたが、令和3年度及び令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を中止しておりました。今回、久しぶりの開催ということもございますので、改めて事務局から委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。机にお配りしております事項書裏面に委員名簿がございます。その名簿順にご紹介いたします。

まず、委員長でいらっしゃいます川端康成（かわばたやすなり）さま。

続きまして、足立三貢子（あだちみくこ）さま。

最後に、寺本博美（てらもとひろみ）さま。

委員のみなさまにおかれましては、今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事の進行につきましては川端委員長にお願いします。よろしくをお願いします。

【委員長】

本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから松阪市公平委員会を開会します。

なお、本日の議事の進行上必要と認めますので、松阪市公平委員会議事規則第4条第2項の規定により職員課職員の出席を認めます。

それでは、事項書の「議題1 令和4年度の職員の処分について」事務局から説明をお願いします。

<職員課から説明>

【職員課】

職員課長の上西でございます。

用意しました資料5ページある資料ですけれども、それをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和4年度の懲戒処分の内容でございます。トータル

で5件となってしまいました。それぞれ簡単に概要の説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、処分をされたものは、企画振興部の職員 48 歳男性でございます。処分の日は平成 31 年 4 月 26 日、こちらにつきましては、平成 30 年 11 月 11 日午後 11 時頃、兵庫県加古川市の山陽自動車道上り車線につきまして、自家用車で制限速度 100 キロのところ 150 キロで走行をし、50 キロの速度超過違反で検挙されたものでございます。こちらにつきましては、戒告の処分としております。

続きまして、2 ページでございますけれども、こちらは総務部の労務員、23 歳男性です。処分の日は令和元年 9 月 11 日。こちらにつきましても、スピード違反でございまして、平成 31 年 4 月 7 日午前 2 時頃、静岡県駿東郡長泉町の東名高速道路下り車線におきまして、時速 50 キロ超過の速度違反で検挙されております。こちらの職員も戒告処分としております。

続きまして、3 ページでございます。こちらにつきましては、健康福祉部の主任級の職員 39 歳男性でございます。処分の日は令和元年 9 月 11 日。この職員は平成 29 年 7 月 28 日から令和元年 6 月 21 日の間、延べ 58 日と、1 時間 54 分について、所属長への年次有給休暇届の提出を怠ったものでございます。加えて、平成 30 年及び平成 31 年におきまして、付与された年次有給休暇以上の休暇を取得したことにより諸給与を不正に受給していたというものでございます。こちらにつきましては、減給ということで、10 分の 1 が 3 ヶ月、さらにその上司は監督不行届きということで文書訓告をしております。

続きまして、4 ページをお願いします。同じく健康福祉部の係長級職、45 歳男性です。こちらの職員につきましては、平成 31 年 1 月 7 日から令和元年 6 月 25 日の間、延べ 10 日と 1 時間 30 分について、所属長への年次有給休暇届の提出を怠ったものでございます。こちらにつきましては、戒告処分としまして、同じく上司を文書訓告としております。

最後の 5 ページが、教育委員会事務局の労務職の職員で 49 歳男性でございます。この職員につきましては、平成 31 年 1 月 11 日午前 7 時 55 分頃、松阪市船江地内におきまして、自家用車を走行しておりましたところ、警ら中の警察官による、呼気検査を受け、前日に飲んだアルコールのため酒気帯び運転で検挙されたものでございます。こちらにつきましては、停職 6 ヶ月としています。

以上、昨年度の懲戒処分の内容でございますけれども、例年に比べて件数も多かったということで、市民の方には大変ご迷惑をおかけしました。
以上でございます。

【委員長】

議題 1 について職員課から、令和元年度の職員の処分の報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

<質疑>

【委員】

上司への文書訓告ということですが、これは懲戒処分ではないですね。

【職員課】

はい。これは懲戒処分ではないです。

何かほかにご質問等はありませんか？

ありがとうございました。職員課の方は退席してください。

続きまして、「議題2の職員団体の登録事項に関する報告について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

昨年度に提出されました届出につきまして、ご説明を申し上げますのでございます。

毎年度自治労松阪市民病院職員組合及び松阪市職員組合から役員改選に伴い職員団体登録事項変更届が提出されております。令和4年度に提出されましたものにつきまして市民病院のほうから順にご説明を申し上げます。

それでは資料2の1ページから2ページをご覧ください。

こちらは、自治労松阪市民病院職員組合から、役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和4年7月1日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和4度松阪市民病院職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の^{あおきせいこ}青木誠子さんから歯科口腔外科の^{おのかな}小野佳奈さんまで32人となります。

資料4ページから5ページにかけてございますように、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する役員選出証明書も提出されており、役員改選につきまして、令和4年6月14日に公示され、同年6月24日に組合員402人のうち388人による投票の結果、新しい役員が決定いたしました。

続きまして、資料7ページをご覧ください。自治労松阪市職員組合から役員の改選に伴い、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき令和5年3月29日付けで職員団体登録事項変更届が提出されました。

「職員団体登録事項変更届」に令和5年度松阪市職員組合の役員の職氏名、住所などが記載されております。

役員の総数は、執行委員長の川合正晃^{かわいまさあき}さんから特別執行委員の藤田和彦^{ふじたかずひこ}さんまで 27 人でございます。

つぎに、資料 7 ページをご覧ください。こちらは、松阪市職員組合の選挙管理委員会の委員長から提出されたもので、今回の選挙が公正に執行されたことを証明する書類です。役員改選選挙につきまして、令和 5 年 2 月 20 に公示され、同年 3 月 10 日に組合員 989 人のうち 887 人による投票の結果、来年度の役員が決定いたしました。なお、先ほど役員総数が 27 人と申し上げましたが、このページの下段部分に記載された 9 人については、今年度が任期の 2 年目である者と、定期大会で承認されている者にでするので、信任投票の対象にはなっていません。今回は、この 9 人を除く 18 人について、選挙が実施されております。

さて、この公平委員会は、既に登録を受けている職員団体からこのような変更の届出が提出された場合、地方公務員法及び職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出手続及び記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知をしなければならないこととなっております。

事務局におきまして、「変更内容が正確に記載がされているか?」、「適正に選挙が執行されたかどうか?」、「信任選挙の対象となった者の得票が過半数を越えているか?」の 3 点について確認したところ、全ての点について不備がないことが確認することができましたので、この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

報告は以上です。

【委員長】

議題 2 について事務局から、職員団体から提出された書類について内容を確認したうえで不備がないという報告がありましたが、何かご質問はございませんか？

<質疑>

ほかにご意見、ご質問はございませんか？

ないようですので、「自治労松阪市職員組合」及び「自治労松阪市民病院職員組合」から提出された登録事項変更届については、これを適正なものとして本委員会に登録することとします。

続きまして、「議題 3 の松阪市公平委員会に係る規則の制定」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、ご説明申し上げます。資料 3 をご覧ください。

令和 3 年 5 月に、国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図ることを目的として、全国的なルールが定められまし

た。これまでは、個人情報保護等に関しましては、各自治体ごとに独自の条例を制定し保護管理してまいりましたが、今後は国の「改正個人情報保護法」に従い保護管理されることになります。

松阪市におきましても、これまで「松阪市個人情報保護条例」を根拠に個人情報を保護管理してきましたが、令和5年4月1日よりその根拠は国の「改正個人情報保護法」に移行するため、規則を制定するものでございます。この会議が終了した後に委員の皆様から決裁を頂戴したいと考えております。

【委員長】

議題3について、これまで自治体独自の条例で管理をしてきたものが、今後は国の個人情報保護法に基づき個人情報を管理していく必要があることから、松阪市公平委員会として規則を制定するとの説明がありました。何か質問はございませんか？

<質疑>

ほかにご意見、ご質問はございませんか？

ないようですので、規則の制定につきまして「承認」することとします。

続きまして、「議題4の令和5年度各研究会日程」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和5年度研究会日程ですが、開催月、開催地など事項書に記載のとおりですので報告させていただきます。詳細等につきましては、開催案内状が到着次第、事務局から委員の皆様にご連絡をいたしますのでよろしくお願いします。

東海支部と三重県の総会等につきましては、6月6日に予定されておりましたが、前年と同様、書面決議とする旨の通知がございましたので、ご報告いたします。

各委員さんがどの研究会に御出席いただくかをお決めいただきたく思います。

なお、昨今の情勢から、今後の状況によって総会等が書面決議に変更となる可能性もありますので、その際には委員のみなさまにご連絡申し上げます。

【委員長】

各委員さんは、日程を調整いただいたうえで、各研修会へ御出席いただきますようお願いいたします。事務局は、それぞれの研修会の詳細がわかり次第、それぞれの委員さんへ通知してください。

さて、これで本日の議事につきましてはすべて終了しました。事務局又は委員さんで他に連絡事項はありますか。

【事務局】

先ほど議題2と議題3においてお願いしましたとおり、委員会終了後に委員のみな

さまには決裁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

ほかに何かありませんか？

なければ、本日の公平委員会は閉会いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。